

広島県建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の改正

広島県土木建築局建設産業課

粗雑工事への対策等を強化するため、不正に資格等を取得した技術者を工事現場に配置した建設業者や、粗雑工事等により工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた建設業者に対する監督処分に係る「広島県建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」を改正しました。

基準の改正の概要

監督処分の基準

- 1 主任技術者等の不設置等に係る営業停止処分の強化
技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し、虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、30日以上営業停止処分とする。
- 2 粗雑工事等による重大な瑕疵に係る営業停止処分の強化
 - (1) 施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、15日以上営業停止処分とする。
 - (2) ただし、低入札価格調査が行われた工事においては30日以上営業停止処分とする。
- 3 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行に伴う改正
 - (1) 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合は3日以上営業停止処分とする。
 - (2) 法第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合に、建設業法に基づく指示処分とする。
 - (3) 法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は3日以上営業停止処分とする。

施行期日

令和3年9月1日から施行し、その施行後に不正行為が行われたものから適用する。この基準の施行前に行われた不正行為等については、従前の例による。

ホームページへの掲載

広島県ホームページ (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>) に、「広島県建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」を掲載しています。また、広島県知事が行った監督処分情報については、国土交通省ホームページにある建設業者の不正行為等に対する情報交換コラボレーションシステムを通じて確認することができます。

○広島県HP 組織でさがす>土木建築局>建設産業課 「建設業法に基づく監督処分について」

問い合わせ先

広島県土木建築局建設産業課 建設業グループ
TEL:082-513-3822 (ダイヤルイン)